

株式会社永谷園分割準備会社の産業競争力強化法に基づく 事業再編計画の認定について

農林水産省は、株式会社永谷園分割準備会社から提出された「事業再編計画」について平成 27 年 9 月 17 日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

株式会社永谷園は、食料品の製造・販売事業を会社分割により 100%子会社である株式会社永谷園分割準備会社（平成 27 年 10 月 1 日付けで「株式会社永谷園」に商号変更予定）に承継させる吸収分割を行います。これにより、子会社の財務体質の健全化を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制とすることで、企業価値の更なる向上を目指します。

2. 事業再編計画の認定

株式会社永谷園分割準備会社から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第 24 条第 5 項に基づき審査した結果、同法第 2 条第 11 項に規定する事業再編を行う者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成 27 年 9 月 17 日付けで事業再編計画の認定を行いました。今回の認定により、会社分割に伴う増資及び不動産の取得に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

（参考）産業競争力強化法の概要

本法律は、収益力の飛躍的な向上に向けた事業再編や起業の促進などの産業の新陳代謝を進めることで、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：平成 27 年 10 月～終了時期：平成 30 年 3 月

4. 申請者の概要

名称：株式会社永谷園分割準備会社
代表者：代表取締役社長 飯塚 弦二郎
住所：東京都港区西新橋二丁目 36 番 1 号

<添付資料>

- ・ (別添 1) 株式会社永谷園分割準備会社の事業再編計画のポイント
- ・ (別添 2) 認定事業再編計画の内容の公表

お問い合わせ先

食料産業局食品製造卸売課

担当者：食品第3班 桃野、齋藤

代表：03-3502-8111 (内線 4113)

ダイヤルイン：03-6744-2249

FAX：03-3502-5336

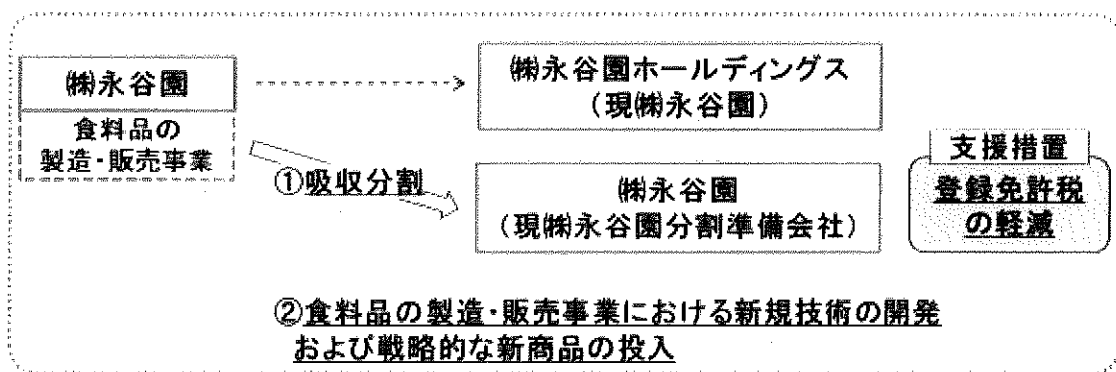
当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別添1)

株式会社永谷園分割準備会社の事業再編計画のポイント

株式会社永谷園は、平成27年10月1日に分割を行い、持株会社体制へ移行する。具体的には、株式会社永谷園が営む食料品の製造・販売事業を会社分割により100%子会社である株式会社永谷園分割準備会社(平成27年10月1日付で「株式会社永谷園」に商号変更予定。以下、新永谷園)に承継する。吸収分割することにより、新永谷園の財務体質の健全性を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制とすることで、企業価値の更なる向上を目指す。



【生産性の向上】

- ・修正ROAを2.0%以上向上させる

【財務内容の健全化】

- ・有利子負債／キャッシュフロー 10倍以内
- ・経常収支比率100%以上

【事業革新】

- ・新たに、チルド関連商品および米関連商品を開発、製造、販売し、新商品等の売上高比率を全社売上高の1.72%以上とする

【従業員の推移】

- ・株式会社永谷園分割準備会社(株式会社永谷園に商号変更予定)
691名(平成27年10月時点)→721名(平成30年3月時点、30名増)
(新規採用94名、出向55名、転籍12名)
定年退職20名、自己退職26名、解雇の予定はなし。
- ・株式会社永谷園(株式会社永谷園ホールディングスに商号変更予定)
67名(平成27年10月時点)→67名(平成30年3月時点、増減無し)

【計画期間】

- ・平成27年10月～平成30年3月

様式第十八 (第13条関係)

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成27年9月17日

2. 認定事業者名

株式会社永谷園分割準備会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

当社は、昭和28年の設立以来「味ひとすじ」の企業理念のもと、創意と工夫でお客様においしさを提供することで、企業価値の向上を図ってまいりました。一方、競争環境が激しさを増している加工食品分野を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の低迷や、急激な円安による物価上昇の懸念もあり、経営環境は予断を許さない状況となっております。

このような環境下において、当社は、グループ戦略機能を担う持株会社と各事業会社を分離することにより、①経営環境の激変に応じて経営資源を迅速かつ最適な形で配分できるようにすること、②共通業務の集約等による効率化を行うこと、③各事業子会社の意思決定の迅速化による戦略的かつ機動的な事業運営を推進可能とすること、④監督と執行の分離を徹底させることによりガバナンス体制を一層充実させること等を企図して、会社分割(吸収分割)による持株会社制への移行を行うことといたしました。

具体的には、株式会社永谷園は「株式会社永谷園ホールディングス」(以下、永谷園HD)に平成27年10月1日に社名変更し、株式会社永谷園が営む食料品の製造・販売に係る事業を、100%子会社「株式会社永谷園分割準備会社」(「平成27年10月1日に株式会社永谷園」に社名変更。以下、新永谷園)に承継させる吸収分割を行います。その際、食料品の製造・販売に係る資産および負債を新永谷園に承継させることにより、戦略的かつ機動的な事業運営の推進に資すると考えております。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成29年度には平成26年度に比べて、修正ROAを2.0%以上向上させることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

- ①計画の対象となる事業
食料品の製造・販売事業

<選定理由>

食料品の製造・販売事業は、昭和28年の当社設立来の中核事業であり、新永谷園においてもその重要性には何ら変更はなく、引き続き食料品の製造・販売事業において成長を加速し、永谷園グループの発展を実現していくため。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

当社の食料品の製造・販売事業を会社分割により新永谷園に承継することで、

当該事業における意思決定の迅速化、事業活動の効率化を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制が構築される。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない

(事業の構造の変更)

- ・ 食料品の製造・販売に係る事業の分社化（吸収分割方式）

〈分割会社〉

名称：株式会社永谷園

住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号

代表者氏名：代表取締役社長 永谷 泰次郎

資本金：35億2百万円

〈承継会社〉

名称：株式会社永谷園分割準備会社

住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号

代表者氏名：代表取締役社長 飯塚 弦二郎

分割前の資本金：10百万円

分割後の資本金：95百万円

発行する株式を引き受ける者：株式会社永谷園ホールディングス

分割予定日：平成27年10月1日

(事業の分野又は方式の変更)

食料品の製造・販売事業における新規技術の開発および戦略的な新商品の投入により売上高の成長を実現していく。

- (2) 事業再編を行う場所の住所

名称：株式会社永谷園

住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号

名称：株式会社永谷園分割準備会社

住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号

- (3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項

該当なし（計画は関係子会社の事業を含まないため）

- (4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

- 5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成27年10月

終了時期：平成30年3月

- 6. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成27年10月時点）

新永谷園 691名

永谷園HD 67名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数
新永谷園 721名
永谷園HD 67名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数
新永谷園 721名
永谷園HD 67名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数 94名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
出向予定人員数 55名
転籍予定人員数 12名
解雇予定人員数 なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項第1号の内容		
<p>ロ 会社の分割</p>	<p>①分割会社 名称：株式会社永谷園 住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号 代表者氏名：代表取締役社長 永谷 泰次郎 資本金：35億2百万円 ②承継会社 名称：株式会社永谷園分割準備会社 住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号 代表者氏名：代表取締役社長 飯塚 弦二郎 分割前の資本金：10百万円 分割後の資本金：95百万円 ③発行する株式を引き受ける者 株式会社永谷園ホールディングス ④分割予定日：平成27年10月1日</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
法第2条第11項第2号の要件		
<p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p>	<p>食料品の製造・販売事業における新規技術の開発および戦略的な新商品の投入を予定している。</p>	